

岐阜県警察職員定数規則

〔昭和三十三年五月二十三日岐阜県公安委員会規則第六号〕

改正

昭三四県公委規則三号・同五号、昭三五県公委規則一〇号、昭三六県公委規則六号、昭三七県公委規則四号、昭三八県公委規則三号、昭三九県公委規則二号、昭四〇県公委規則四号、昭四一県公委規則二号、昭四二県公委規則三号・同六号、昭四三県公委規則三号・同五号、昭四四県公委規則三号、昭四五県公委規則五号、昭四六県公委規則三号、昭四七県公委規則二号・同五号・同七号、昭四八県公委規則二号、昭四九県公委規則三号、昭五〇県公委規則三号、昭五一県公委規則二号、昭五二県公委規則二号、昭五三県公委規則四号、昭五四県公委規則三号、昭五五県公委規則二号、昭五六県公委規則三号、昭五七県公委規則二号、昭五八県公委規則四号、昭五九県公委規則三号、昭六〇県公委規則五号、昭六一県公委規則三号・同五号、昭六二県公委規則三号、昭六三県公委規則二号、平元県公委規則二号、平二県公委規則二号、平三県公委規則四号・同六号、平四県公委規則五号、平五県公委規則二号、平六県公委規則二号、平七県公委規則二号、平八県公委規則六号、平九県公委規則二号、平一〇県公委規則三号、平一一県公委規則一号、平一二県公委規則五号、平一三県公委規則四号、平一四県公委規則七号、平一五県公委規則一号、平一六県公委規則七号、平一七県公委規則七号、平一八県公委規則六号、平一九県公委規則三号、平二〇県公委規則三号、平二一県公委規則三号、平二二県公委規則三号、平二三県公委規則五号、平二四県公委規則二号、平二五県公委規則二号、平二六県公委規則二号、平二七県公委規則三号、平二八県公委規則四号、平二九県公委規則二号、平三〇県公委規則一号、平三一県公委規則一号、令二県公委規則二号、令三県公委規則第五号、令四県公委規則第五号、令五県公委規則一号、令六県公委規則第三号

第一条 この規則は、岐阜県職員定数条例（昭和二十四年岐阜県条例第三十号）第三条の規定に基づき、岐阜県警察の地方警察職員（以下「職員」という。）の定数配分に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 職員の定数は、別表に定めるとおりとする。

第三条 警察本部及び警察署における前条の定数の配分内訳は、警察本部長が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 岐阜県警察職員定数規則（昭和三十一年岐阜県公安委員会規則第二号）は、廃止する。

付 則 〔昭和三十四年七月十七日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

付 則 〔昭和三十四年十一月十日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 〔昭和三十五年十二月九日岐阜県公安委員会規則第十号〕

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 〔昭和三十六年九月八日岐阜県公安委員会規則第六号〕

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 〔昭和三十七年四月十三日岐阜県公安委員会規則第四号〕

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

付 則 〔昭和三十八年三月二十九日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

付 則 (昭和三十九年三月二十七日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和三十九年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十年三月二十六日岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十一年三月三十日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和四十一年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十二年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十二年八月十八日岐阜県公安委員会規則第六号)

この規則は、昭和四十二年九月一日から施行する。

付 則 (昭和四十三年四月一日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十三年六月二十八日岐阜県公安委員会規則第五号)

この規則は、昭和四十三年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十四年三月二十五日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十五年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第五号)

この規則は、昭和四十五年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十六年三月三十日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

付 則 (昭和四十七年四月一日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十七年六月三十日岐阜県公安委員会規則第五号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十七年十月一日岐阜県公安委員会規則第七号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十八年四月一日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和四十九年四月一日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五十年四月一日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五十一年三月三十日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五十二年三月二十九日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五十三年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第四号)

この規則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

付 則 (昭和五十四年三月二十七日岐阜県公安委員会規則第三号)

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五十五年三月二十八日岐阜県公安委員会規則第二号)

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五十六年四月一日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五十七年四月一日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔昭和五十八年三月十五日岐阜県公安委員会規則第四号〕

この規則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則〔昭和五十九年三月二十一日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則〔昭和六十年三月十二日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則〔昭和六十一年三月二十八日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和六十一年九月三十日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則〔昭和六十二年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則〔昭和六十三年四月一日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成元年三月二十四日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則〔平成二年三月二十三日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則〔平成三年三月二十二日岐阜県公安委員会規則第四号〕

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則〔平成三年十一月十五日岐阜県公安委員会規則第六号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成四年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則〔平成五年四月一日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成六年三月二十九日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

附 則〔平成七年三月二十八日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則〔平成八年四月一日岐阜県公安委員会規則第六号〕

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則〔平成九年四月一日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成十年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則〔平成十一年四月一日岐阜県公安委員会規則第一号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成十二年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十三年三月三十日岐阜県公安委員会規則第四号〕

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十四年三月二十九日岐阜県公安委員会規則第七号〕

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十五年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第一号〕

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十六年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第七号〕

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十七年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第七号〕

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十八年三月三十一日岐阜県公安委員会規則第六号〕

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 〔平成十九年三月三十日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十年四月一日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二十一年三月二十七日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十二年三月三十日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十三年三月二十五日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十四年三月三十日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十五年三月二十六日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十六年三月二十八日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十七年三月二十七日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十八年三月二十九日岐阜県公安委員会規則第四号〕

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 〔平成二十九年三月二十八日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 〔平成三十年三月二十七日岐阜県公安委員会規則第一号〕

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 〔平成三十一年二月二十六日岐阜県公安委員会規則第一号〕

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 〔令和二年三月十七日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 〔令和三年三月三十日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 〔令和四年三月二十九日岐阜県公安委員会規則第五号〕

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 〔令和五年三月三日岐阜県公安委員会規則第二号〕

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 〔令和六年三月二十六日岐阜県公安委員会規則第三号〕

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

区 分	警 察 官			一般職員	合 計		
	警 視	警 部	警部補及び 巡查部長				
警察本部	六	二六	五七	二六三	一、〇五四	二八九	一、三四三
警察署	三三	一三九	一、二九二	一、〇一六	二、四八〇	一四四	二、六二四
合 計	一一	二六五	一、八七九	一、二七九	三、五五四	四三三	三、九六七

備考 警察本部の巡查には、初任科生を含む。

〔昭五三県公委規則四号昭五四県公委規則三号昭五五県公委規則二号昭五六県公委規則三号昭五七県公委規則二号昭五八県公委規則四号昭五九県公委規則三号昭六〇県公委規則五号昭六一県公委規則三号同五号昭六二県公委規則三号昭六三県公委規則二号平元県公委規則二号平二県公委規則二号平三県公委規則四号同六号・本表改正、平四県公委規則五号平五県公委規則二号平六県公委規則二号平七県公委規則二号平八県公委規則六号平九県公委規則二号平一〇県公委規則三号平一一県公委規則一号平一二県公委規則五号平一三県公委規則四号平一四県公委規則七号・本表一部改正平一五県公委規則一号・本表一部改正平一六県公委規則七号・本表一部改正平一七県公委規則七号・本表一部改正、平一八県公委規則六号・本表一部改正平一九県公委規則三号・本表一部改正、平二〇県公委規則三号・本表一部改正、平二一県公委規則三号・本表一部改正、平二二県公委規則三号・本表一部改正、平二三県公委規則五号・本表一部改正、平二四県公委規則二号・本表一部改正、平二五県公委規則二号・本表一部改正、平二六県公委規則二号・本表全部改正、平二七県公委規則第三号・本表全部改正、平二八県公委規則第四号・本表全部改正、平二九県公委規則第二号・本表全部改正、平三〇県公委規則第一号・本表全部改正、平三一県公委規則第一号・本表全部改正、令二県公委規則第二号・本表全部改正、令三県公委規則第五号・本表全部改正、令四県公委規則第三号・本表全部改正、令五県公委規則第一号・本表全部改正、令六県公委規則第三号・本表全部改正〕